

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十二号は、
原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十一請願第五号老人保健法案反対に關
する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたさします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

紹介議員小林菊三君から本趣旨の説明を求めます。

(二十一番 小林菊三君登壇)

○二十一番(小林菊三君) ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、
請願第五号老人保健法案反対に關する請願に付しまして、紹介
議員を代表いたし、その趣旨説明を申し上げます。

わが国は近年高齢化社会を迎え、病院、医院、診療所の待合室
は老人であふれサロン化し、必要以上の診療が行われ、医療費膨張の大き
な原因となっております。それを踏まえて村山前厚生大臣は、老人に健康
への自覚を求め、過剰な診療をなくしたいと国会で発言し、そのために老
人医療費無料化から一部負担金制度と、老人保健審議会設置を取
り入れ、言うところの乱診、乱療を廃し、医療費の増加を抑え、ひいては国の
財政支出の抑制を図ると言っていました。

しかしながら、真の老人福祉の観点から老人保健法から幾つかの問題点を
考えてみますと、まず、廃止をもくろんでいる老人医療費公費負担制度、
いわゆる無料化ですが、この制度は東京都を初め二、三の地方公共団体が住

民福祉のために発足させたもので、その後追加型で国が七十歳以上の公費負担制度を制定したという歴史的な事実があります。しかも今回さきの臨調第一次答申に見られるように、地方公共団体の無料化及び優遇措置の廃止を地方公共団体に迫っております。もし廃止をせぬ場合は自治省による地方交付金減額という強制手段も考慮すると村山前厚相は考えていたと言われております。さう考への中には老人福祉を考へる一片の考へもなく、ただ国庫支出抑制のみであります。地方の時代と言われる今日、余りにも地方自治を侵害するものと思うのでござります。いずれにいたしましても、老人保健法案は国庫支出金抑制が主たる目的であるもので何も新しく保健法を制定しなくても現行制度の枠内で、そのマイナス面の改善で十分できるものと考へます。

以上でござりまするが、去る十一月十三日、一部修正の上、衆議院を通過して参議院に審査が付託されておりますが、私どもはその成り行きに多くの関心を持っております。また、東京都議会では十月八日、老人保健法案反対の意見書を全会一致で採択し、関係大臣に提出いたしました。

どうぞ当議会におかれましては、よろしくお意を御理解いただき、本請願に御賛同くださいますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

請願第五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 日程第二十二陳情第八号土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止に関する陳情書と議題といたします。事務局として陳情書の朗読をいたさします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終ります。

陳情第八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 追加日程第一議案第百二十四号国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十三番 関 米吉君登壇)

○二十三番(関 米吉君) 御指名をいただきましたとして、議案第百二十四号に関する提案理由の説明を行わせていただきます。

本議案内容は、お手元に御配付のとおり国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対について、地方自治法第九十九条第二項の規定

によって、意見書を内閣総理大臣、厚生大臣及び大蔵大臣あてに提出しようとするものであります。

御案内のとおり、臨時行政調査会の第二次答申を受けて、厚生少目金は五十七年度予算要求において国民健康保険の療養給付費補助金を現行四〇%国庫負担の制度を三五%に切り下げて、切り下げ分五%、総額約二千四百十三億円を都道府県に肩がありさせようとしております。もし、この措置が強行された場合、保険者である市町村への影響はきわめて大きなものが予想されます。

まず、その第一点といたしましては、都道府県が多額な負担を強いられる結果、地方交付税の基準となる基準財政需要額を引き上げることに限り、限られた地方財政対策費はまず都道府県に対する交付額が先取りされることになり、市町村の地方交付税財源を圧迫することになること。

第二点は、都道府県がこの肩がありによって大きな財政負担を負う結果、財政難を理由として現在行っている各種の補助制度を後退さ

せ、結局はそれつけを市町村に負わせることになるのではないかと、懸念があること。

第三点としては、その措置が行われた場合、国から都道府県、都道府県から市町村へと財政負担がしわ寄せされることにより、国民健康保険運営のための市町村財政負担はますます増加し、給付制度を後退させないためには被保険者の保険税をアップしなければならぬような事態も予想されることなどであります。

よって、当議会においても現行の国民保険制度のためまえ及び地方財政の現状からこの措置の強行は絶対的に容認できないことを確認し、意見書を提出しようとお願ひするものでございます。

よろしく趣旨を御理解いただきます、本意見書を全議員一致御承認賜りますようお願いし、発言を終ります。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本提案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

本提案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十四号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十日から二十一日までの十二日間休会とするにとり御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって明十日から二十一日までの十二日間休会とすることに決定いたしました。

なお次回の本会議は、十二月二十二日午前十時から開きます。

(陳情の要旨)

明昭和五十七年度は固定資産税の課税標準の評価替えの年にあたるが、いまや、増税なき財政再建は政府の公約であり、国・地方を通じたものと国民は理解している。

最近の急激な地価上昇に対応し、評価替えを行うときは負担軽減措置を行い増税とならないようにすることを陳情いたします。

(陳情の理由)

(一) 最近の地価上昇は著しく、五十三、五十四、五十五年の三年間に宅地は全国平均二六・八%、とくに住宅用地は三三・二%上昇していると自治省は説明している。

(二) このような騰貴率を反映して土地の課税標準価額の評価替えを行い、現行地方税法を適用するならば、土地の固定資産税は驚異的な増税となる。

(三) このことは、土地所有者本人の負担増にとどまらず、地代・家賃の賃借料の上昇にはね返り、ひいては、物価高騰に拍車をかけ、不況のもとに長らく低迷してきたわれわれの企業経営をさらに圧迫し、インフレ助長の引き金ともなりかねない。

(四) また、ローンで家を建てているサラリーマンや年金で暮している人達の生活を圧迫することは必定で、昨今の物価高に生活を脅かされて物価調整減税の要求が強く、剰余金

減税の実施を余儀なくされている実状を考えると、これに逆行することとなり、政策の一貫を欠く。

(付記)

この趣旨は、税制の性格にかんがみ、衆・参両院議会に対して請願していることを申し添えます。

昭和五十六年十二月八日

陳情者代表

青梅市沢井一丁目三〇九

西多摩青色申告会

会長 山崎

正印

他 十人

福生市議会議長

末次 性男 殿

昭和55年度一般会計特別会計基金の運用状況 審査意見書
 について、次の箇所を加入及び訂正したいので、よろしく
 お取り計らいくださるようお願いいたします。

ページ	事 項	誤	正
26	第19表中 左欄 (加入)	空白	借入先別
54	第25表中 55年度 金額 運転資金 設備資金 合 計	 2,400 2,250 4,650	 24,000 22,500 46,500

昭和55年度事務報告書について

次のように追加及び訂正いたしましたので、よろしくお取
計らいくたさるようお願いいたします。

166ページ 1. 特別職の職別職員数の表の次に次の表
を加える。

1-1 特別職の就任及び退任

	氏 名	就 退 任 年 月 日
市 長	石 川 常 太 郎	55. 5. 20 退任
	田 村 匡 雄	55. 5. 21 就任
助 役	古 谷 徳 男	55. 9. 25 就任
収 入 役	橋 本 孝 藏	56. 1. 31 退任
	高 水 求	56. 2. 1 就任
教 育 長	町 田 倍 二	55. 9. 30 退任
	森 田 猛	55. 10. 1 就任

昭和五十五年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十五年度福生市一般会計決算審査特別委員会
同副委員長と互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一 昭和五十五年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長

宮澤

良一

同副委員長

村野

氏男

昭和五十五年十二月九日

昭和五十五年度福生市一般会計決算特別委員会
(審査)

委員 山崎 敏三 郎

福生市議会議長

末次 性男 殿

第四回福生市議会 定例

会会議録（第十七号）

昭和五十六年十二月二十二日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	十五番	十三番	十一番	九番	七番	五番	三番	一番
田村市郎	鈴木不藤次郎		原敏子	小野沢久	森田治男	東浦春浪	加藤謹之助	石川慶一郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君

十八番	十六番	十四番	十二番	十番	八番	六番	四番	二番
東田	末次	村野	松山	遠藤	山崎	村尾	高水	仲村
正治	性男	武男	清一	洋一	繁三郎	栄次	惣八	清信
君	君	君	君	君	君	君	君	君

議百五
議百六
議百十
議百十四
議百十五
議百十六
議百十七
議百十八
第四定
議百四